

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	中川村健康管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中川村は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中川村長

公表日

令和3年6月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	健康管理事務
事務の概要	<p>予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>
システムの名称	成人健診システム、乳幼児システム(母子保健)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>[成人健診システム] 成人健診ファイル [乳幼児システム] 母子保健ファイル [予防接種システム] 予防接種ファイル [宛名管理システム] 宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,76,93の2項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・10,54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 (情報提供の根拠) 別表第2 16の2,16の3項 (情報照会の根拠) 別表第2 16の2,17,18,19,115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 13条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健福祉課
所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中川村役場総務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	関連情報 5 評価実施期間における担当部署 役職名	保健福祉課長 中平仁司	保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	リスク対策	-	新様式変更に伴う追加	事後	
令和3年3月9日	関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務及び、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年3月9日	関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,761項	第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,76,93の2項	事前	
令和3年3月9日	関連情報 4 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 別表第2 17,18,191項	第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 別表第2 17,18,19,115の2項	事前	
令和3年3月9日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年3月9日	しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事前	
令和3年3月9日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年5月14日	関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システムの名称	成人健診システム、乳幼児システム(母子保健)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバー	成人健診システム、乳幼児システム(母子保健)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,76,93の2項 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,76,93の2項 第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第5号(委託先への提供) 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[]委託しない	[]委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年6月1日	関連情報 4 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 別表第2 17,18,19,115の2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) 別表第2 16の2,16の31項(情報照会の根拠) 別表第2 16の2,17,18,19,115の2項	事前	